

建設経済常任委員会記録【速報版】

○招 集 日 時 令和8年 6月17日（水）午前10時00分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

○出席委員	委 員 長	入 江 洋 一
	副 委 員 長	岡 口 す み え
	委 員	長 塚 美 雪
	〃	本 田 和 成
	〃	佐 野 太 一
	〃	染 谷 和 博
	〃	佐 藤 隆 治

○欠 席 委 員 なし

○出席説明員	総 務 部 長	吉 田 文 彦
	財 政 部 長	田 中 英 樹
	まちづくり振興部長	森 川 和 典
	建 設 部 長	渡 来 真 一
	都 市 整 備 部 長	浅 野 和 生
	総 務 部 次 長	立 野 啓 司
	まちづくり振興部次長	海 老 原 輝 夫
	まちづくり振興部次長	木 村 太 一
	建 設 部 次 長	蛭 原 一 雄
	都 市 整 備 部 次 長	中 村 有 幸
	都 市 整 備 部 次 長	稲 葉 克 彦
	総 務 課 長	土 谷 靖 孝
	財 政 課 長	谷 池 公 治
	農 政 課 長	染 谷 久
	道 路 建 設 課 長	星 加 英 利
	都 市 計 画 課 長	中 村 大 地
	建 築 指 導 課 長	田 中 健 士
	産 業 振 興 課 副 参 事	岡 田 崇
	環 境 政 策 室 長	吉 田 卓 也

	水とみどりの課副参事	仁杉繁隆
	都市政策推進室長	中野潤一
	安全安心対策課長補佐	岡本純
	財政課長補佐	河原崎拓人
	産業振興課長補佐	秋田諭
	環境対策課長補佐	香取俊之
	道路建設課長補佐	柳博臣
	建築指導課長補佐	押山晶子
	中心市街地整備課長補佐	木野本尚希
	中心市街地整備課長補佐	中島知子
	区画整理課長補佐	荒井英貴
	区画整理課長補佐	金子健
	都市計画課係長	富樫亮介
○職務のため 出席した者	議会事務局長	彦坂哲
	議会事務局係長	森口幹大
	議会事務局主事	大場真爽
○付託事件	議案第40号 令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）（所管事項）	
○調査事件	所管事務調査（閉会中の所管事務調査について、取手第一中学校3学年との協働事業で可決された議案について、その他）	

○審査の経過

午前10時 分開議

○入江委員長 ただいまの出席委員数7名。定足数に達していますので会議は成立します。ただいまから建設経済常任委員会を開きます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑については、事前通告することになっています。また、一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて、疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき、質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入っていただきますようお願いいたします。

す。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など質の低い質疑及び自分の要望を述べる場ではないので、厳に慎んでいただきたいと思います。真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）所管事項を議題といたします。本件につきましては、6 月 2 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は、通告制で行うことになっております。質疑通告は、佐藤委員、佐野委員の 2 名から通告がありました。それでは、質疑を行います。

最初に、佐藤委員。

○佐藤委員 おはようございます。よろしくお願いします。議案第 40 号、一般会計補正予算、新川第 1 排水機場除じん機スクリーン交換について、3 点ほどお尋ねさせていただきます。まず 1 つ目は、機場全体の年数についてです。新川第 1 排水機場は、供用開始から何年経過しているのでしょうか。また、施設全体の老朽化の状況について、お尋ねいたします。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木農政課長 農政課の鈴木です。それでは、ただいまの佐藤委員の質疑にお答えいたします。新川第 1 排水機場なんです、こちらにつきましては、竣工後 35 年が経過しております。老朽化の状況ということなんです、今回スクリーンを交換するということで、その第 1 排水機場のほうの老朽化というところでは今、取りあえず、この新川排水機場の除じん機のほうで老朽化となっておりまして、そのほかにポンプ——農業用水を排水するポンプがあるんですが、ポンプのほうは同じ年数なんです、今のところ修理等のほうは行わなくて、そのまま順調に稼働していると、そのような状況となっております。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。全体の中で今、お話ありましたけれども、モーターのほう——ポンプですか、そちらのほうはまだ大丈夫かなというところで、質疑の 2 つ目になりますけれども、今回スクリーンの交換ということでございますけれども、このスクリーンは、どのような理由から交換が必要だと思われたのか。その辺のところをお尋ねいたします。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木農政課長 それでは、お答えいたします。スクリーンの交換ということなんです、今お話ししたとおり、竣工後 35 年が、除じん機のほうで経過しておりまして、実際のスクリーン——ごみをすくう網の部分をスクリーンと言うんですが、その部分が長年の劣化によりまして穴が空いていたり、また折れ曲がったりしているという状況が、近年そうい

った状況が増えてきているというような状況になりまして、実際に令和6年度には3回、令和7年度には6回の、部分的に溶接等を行う修繕というのを行っておりまして、そういうことで大分老朽化が進んでしまったということで、今回部分的にやるのではなくて、根本的にスクリーンを交換しなければいけない時期だということで、今回新たな2基——スクリーンを全部交換する工事を行う、そういうような状況となっております。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。スクリーンが、部分部分補修していたけど、今回はもう丸ごと交換しなきゃいけないという理解でよろしいですね。——はい。それでは、最後の質疑になりますが、交換の時期についてということなんですけども。この後に工事が実施されるわけだと思うんですが、いつ頃からいつ頃ぐらいを目安にしてやるのか、そしてまた、工事の期間中の排水能力には支障がないのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木農政課長 それでは、お答えいたします。まず今回の交換工事なんですけど、工期といたしましては、今回議決をされましたら、その後に指名委員会ということで、業者の決定がございます。

業者決定を諮りまして、その後に見積り合わせをして業者が決定しまして、工期的には7月初旬に工期が始まりまして、令和9年、来年3月25日を工期としております。

実際に交換する時期等のほうは、今回のスクリーン工事については製作に大分時間がかかりまして、その製作のほうが約6か月かかりますので、製作が終わりましてから、予定では2月——来年2月の大体1か月ぐらいなんですけど、その期間中に実際交換をする予定でいます。その後の対策、雨が降った場合等の対策ということでしょうかね。

こちらにつきましては、実際に工事をやる期間が渇水期、要するに水がない時期というものもありまして、ですから今現在の梅雨時期とは違いまして、大分水が少ない状況の中の工事というのは、そういうのがあるんですけど、その中で実際に大雨が降ったような場合には、今回のこの第1排水機場というのが、その近くに第2排水機場というのがございまして、その第2排水機場と連絡水路という形で水路が接続されているんですね。ですから、工事期間中には第2排水機場のほうでから水を排出するという形で、それで対応はできるのかなということで。そういう工事、要するに雨の対策はそれでできるのかなということで考えております。

また、工事のほうなんですけど、先ほど言ったとおり1か月ぐらいが設置期間となりますので、その間に実際2基の除じん機があるんですけど、そのうちの1基を先に設置しまして、その後もう1基を設置するという工事の進め方を考えておりますので、大雨のほうはそういうことで排出に影響なく、対応ができるのかなということで考えております。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 よく理解できました。ありがとうございました。

○入江委員長 最後に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願いします。佐藤委員が結構、質疑していただいたの

で、なるべく重複しないように、お聞きしたいと思います。今回の、まず工事内容及び更新経緯なんですけど、今回どの程度の年数を想定している設備なのか、もともとは。今回の更新は、当初から想定されていた計画的な更新か、それとも想定以上の劣化によるものかなどをお聞きします。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木農政課長 お答えいたします。今回、劣化状況と言うか、まずこの機器につきましては、耐用年数は約 20 年とされております。その中で今回、取手市のほうで修繕——先ほど言った部分的な修繕とかを行いましたんで、その影響で約 35 年もったという状況なんですけど、そういう状況になっておりまして、今回のこの工事に至ったことにつきましては、やっぱり経年劣化で、部分的な修繕とかが必要になったという形になりますので、今後はこのまま、今回設置すれば、また 20 年ぐらひは——新たなスクリーンを交換しますので、そのぐらひはもつかなということ考えております。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 それでは、次に参ります。今回の工事によって、排水機能や維持管理面など、どのような効果が見込まれるということになるのでしょうか。除じん能力の向上や故障のリスクの低減など、具体的な効果について、お聞きします。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木農政課長 お答えいたします。効果というところなんですけど、今回のこの除じん機ってというのは、農業排水を排水するポンプで実際に小貝川のほうにその水をくみ取って排水してるんですけど、そのポンプが除じん機がないと、ポンプにごみ等が詰まったりしてポンプが故障してしまうという、そういうものになってしまうんで、その除じん機でそのごみをすくうという形で、そのポンプを防ぐというのが大きな効果なのかなということ考えております。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 スクリーンというのはフィルターみたいな、ごみ取りのフィルターみたいなものと考えてよろしいですか。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木農政課長 今おっしゃったとおり、ごみをすくう網のようなものなんですね。ちょっと——網でごみを上に吸い上げまして、それを軽トラのほうに載せて処分するような感じになるんですけど、そのごみをすくうものをスクリーンという形——網のものをスクリーンという形となります。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。じゃあ、次に参ります。今回のスクリーン交換ですけど、それ以外の設備についての点検・診断は、常時どういう形で行われているのかお聞きします。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木農政課長 お答えいたします。それ以外の施設——機器等のほうなんですけど、先ほども言ったポンプのほうがございます。排水ポンプのほうですね。この除じん機のほかに、そちらにつきましては年に 1 回保守点検を行っておりまして、それで適正に保守点検を行

ってますので、適正に稼働しているというような状況となっております。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 そうしましたら、施設全体として、今後どのような維持管理とか更新——予定しているものがあれば教えていただきたいと思います。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木農政課長 施設全体としましては、先ほど言いました排水ポンプや排水ゲートというのがございますので、その辺を今後も引き続き保守点検を行いながら、その様子を見ながら、継続して使用していくという形で考えております。

今後、これから至急直すというのは、今回のこの除じん機がございまして、それ以外は、今のところ保守点検をやってますんで、問題なく稼働しているので、今すぐ直すというものは今のところはございません。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 以上です。

○入江委員長 以上で通告された質疑が終わりました。ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 なしと認めます。次に、当委員会における——もとい、これで議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）所管事項の質疑を打切ります。

次に、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は 1 問 1 答とし、質疑のみで 5 分とされています。質疑は、通告順に行います。質疑通告は、佐藤委員、染谷委員、長塚委員、佐野委員、本田委員、岡口委員の 6 名から通告がありました。

最初に、佐藤委員。

○佐藤委員 よろしく申し上げます。2 項目ほど通告しておりますので、申し上げます。現在、ワールドカップで日本代表が活躍する中、市内の子どもたちも夢や希望を持ってサッカーに励んでおります。そこで、北浦川緑地公園サッカー場について質疑をいたします。この施設は、市内の子どもたちの要望により整備されたグラウンドです。より快適に利用できる環境づくりについて伺います。まず 1 点目は、団体での登録について、個人登録で県外からも予約する方もいるため、予約抽せんの際に、団体で予約が取りにくいと聞いておりますが、団体競技での団体登録は考えておられるか、お尋ねします。

○入江委員長 仁杉課長。

○仁杉水とみどりの課長 水とみどりの課、仁杉です。お答えいたします。北浦川緑地サッカー場の利用者には、個人やグループで練習を行う方も多く、公園施設の点から個人登録は個人としています。今後、スマートフォンを活用した利用予約システム導入を検討しているため、公園施設の団体登録についてもあわせて検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。サッカー場という特性から、団体登録チームの利用

について、今後も御検討いただけるようお願いいたします。

次に移ります。2点目になりますが、団体登録の予約を優先できないかについてです。団体登録を行った場合、登録している団体の予約を優先できないか、お伺いします。

○入江委員長 仁杉課長。

○仁杉水とみどりの課長 お答えいたします。団体登録を行っていても、予約の優先をすることは考えておりませんが、現在でも市のスポーツ協会に加盟している団体などが主催する大会については、優先的に予約を行っている状況となっております。以上です。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 理解いたしました。引き続き、市内チームへの配慮をお願いいたします。

次に、3つ目の質疑に移ります。使用料の減免についてです。団体登録を行った場合、団体利用料の減免に変更等はないでしょうか。

○入江委員長 村松補佐。

○村松水とみどりの課長補佐 水とみどりの課、村松でございます。佐藤委員の御質疑にお答えいたします。取手市都市公園条例施行規則において、市が主催するような事業や、スポーツ協会の市内大会などのようなスポーツ協会、スポーツ少年団等の利用については、使用料の減免を行っている状況で変更はございません。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。次に、4点目のサッカー場の夜間利用について伺います。利用団体からは、夜間利用を望む声があると思いますが、夜間利用についてどのように考えているかお尋ねいたします。

○入江委員長 村松補佐。

○村松水とみどりの課長補佐 お答えいたします。利用時間につきましては、6月から8月までの夏季は19時まで、それ以外は17時までとさせていただいております。また現在、公園内に設置されている照明は園路のものでありまして、サッカー場には照明がない状況でございます。

これは安全面や防犯面の管理、さらには近隣への配慮などから夜間の利用は難しいものと考えてございます。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。近隣への配慮は必要であります。このすばらしいグラウンドの有効活用のために、今後も検討をお願いいたします。それでは、最後の5つ目の質疑に移ります。北浦川緑地のトイレについて伺います。サッカーの試合で、特に女子チームの試合では試合開始前、また休憩時間にトイレが混み合うと聞いておりますが、そのような状況は把握されているでしょうか。

○入江委員長 仁杉課長。

○仁杉水とみどりの課長 お答えいたします。北浦川緑地は、茨城県において整備を進めており、トイレは2か所設置されております。サッカーの大会などで多くの方が利用されている場合には、トイレが混み合うということが想定されますが、現在整備中のエリアに、多目的トイレの設置をする計画があると茨城県から伺っております。整備完了後、利用状

況を把握し、今後の対応を考えてまいりたいと思っております。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。以上で、1項目めの質疑を終わります。

次に、取手駅前トイレの清潔な環境維持について、5点ほど質疑いたします。まず1点目、実態の把握について伺います。取手駅前トイレの利用状況について、市はどのように把握されているのかをお尋ねいたします。

○入江委員長 秋田副参事。

○秋田環境対策課副参事 環境対策課の秋田と申します。お答えいたします。取手駅前のトイレにつきましては、4月19日に供用開始がされたところですが、利用実態につきましては、供用開始後、消耗品の使用料も増えているというような状況もございます。西口トイレに比べると、利用者のほうは増えているものと考えております。以上でございます。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。次に、2点目の清掃の頻度と点検について伺います。取手駅前トイレの清掃は、どのような頻度で行われているのでしょうか。また、清掃後の点検や維持管理など、どのように行われているのか、お伺いいたします。

○入江委員長 秋田副参事。

○秋田環境対策課副参事 環境対策課、秋田です。お答えいたします。清掃の頻度につきましては、元旦を除く毎日、午前と午後、1日2回実施をしておる次第でございます。次に、清掃後の点検でございますが、毎月、業務の受託業者のほうから提出されます業務日報にて日々の実施状況を確認しております。また、市でも何か異常等がございましたら現地を速やかに確認しまして、受託業者への速やかな対応を求めるなど、適切な維持管理に努めているところでございます。以上でございます。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。次に、3点目の原因確認について伺います。取手駅前トイレは、供用開始から間もない新しい施設ですが、汚れやごみが落ちていると見受けられるとの声も上がっております。市では、このような状況が生じている原因をどのように認識し、また現状どのように把握されているのか、お伺いいたします。

○入江委員長 秋田副参事。

○秋田環境対策課副参事 環境対策課、秋田です。お答えいたします。利用者の増加に伴いまして、西口トイレに比べて汚れやごみが増加している点につきましては、市としても認識のほうしている次第でございます。そのため、業務の受託業者による清掃だけでなく、職員も外出や巡回の際には利用状況の確認を行っておりまして、業務の受託業者とともに状況を確認しながら、清潔な環境を維持させていただいているところでございます。以上でございます。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。次に、4点目の利用者のマナーについて伺います。トイレを清潔に保つためには、利用者一人一人のマナーも重要であると考えております。

市では、利用者マナーの向上に向けては、どのような取組を行っているのか、お尋ねいたします——お伺いいたします。

○入江委員長 秋田副参事。

○秋田環境対策課副参事 環境対策課、秋田です。お答えいたします。駅前トイレのほうなんですけども、供用開始後、利用者の方からごみの汚れなどにつきまして、お問合せをいただいております。そのため、トイレを清潔に利用していただくために、利用マナーの啓発看板のほうを掲示させていただいております。さらに、外国人の方にも正しく使って——使用していただけるよう、イラストやピクトグラムを用いた利用案内も掲示のほうをさせていただいている次第でございます。今後とも利用マナーの向上と快適なトイレ環境の確保に努めてまいります。以上でございます。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。10日ぐらい前になるでしょうか、4か国語でこの多様な利用者への配慮した看板が設置されましたけども、それについてよく理解しております。最後に5点目の質疑、今後について伺います。より清潔で快適な環境を維持するためには、利用者のマナーの向上や清掃体制を含め、今後どのような取組が必要と考えておられるかお尋ねいたします。

○入江委員長 秋田副参事。

○秋田環境対策課副参事 環境対策課の秋田です。お答えいたします。公衆トイレを常に清潔に保つためには、利用者一人一人の御理解と御協力が不可欠であることから、今後とも粘り強くマナー向上に向けた啓発活動を継続してまいります。加えて、現在の清掃体制につきましても、1日2回の清掃実施間隔を、より効果的なタイミングへと見直すなど、適切な運用を検討してまいりたいと考えております。今後とも、いつでも快適に安心して利用できる公衆トイレの環境づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○入江委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 御答弁ありがとうございました。いろいろお声を聞いたりしながら私も拝見している中で、やっぱり清掃が朝と——午前と午後と2回入るという、そのタイミングとか、また週末等はもっと利用者も多くなる、そういう経緯もあるのかなと思いますので、そういったことを今、まだすぐいろいろ考えていくというのは難しいところかもしれませんけれども……

〔ベル音〕

○佐藤委員 （続）その辺状況に応じながら、今後も利用者のマナーの向上と清掃体制の充実に努め、清潔で快適なトイレの環境の維持をお願いいたしたいと思います。以上で、この項目の質疑を終わりにさせていただきます。以上になります。ありがとうございました。

○入江委員長 次に、染谷委員。

○染谷委員 それでは、よろしくお伺いいたします。移動困難者への対策についてです。既存の公共交通の補完方法とありますが、それはどのようなサービスを考えているのか、お伺いいたします。

○入江委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 染谷委員の御質疑に答弁いたします。現在の、令和7年度に策定いたしました取手市地域公共交通計画に基づきまして、既存公共交通を補完する交通サービスについて検討を進めているところでございます。具体的にどのようなサービスを——交通サービスを導入するののかということにつきましては、市民アンケートや地区ヒアリングなどから、移動困難者においては、ドア・ツー・ドアでの輸送や、狭い道路幅の住宅内にも乗り入れ可能であるといった点が求められていることも把握しているところでございます。現在これらの課題に対応するため、交通計画の方針に基づきまして、実施計画の作成と具体的な内容を検討している状況でございます。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 移動困難者の定義というのが、公共交通と福祉では違うと思うんですけども、移動困難者への対応ということで、福祉部門との打合せ等はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○入江委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 福祉部門との打合せということでございます。まずは、令和7年度におきまして、公共交通計画を策定するに当たって、福祉部門とは密に連携を取りながら、この計画策定を進めてまいりました。

特に、こういった移動困難者への対応につきましては、何度も福祉部門と協議を重ねてきたところ、公共交通と福祉部局との連携、もしくは役割分担などを明確にしてきたところでございます。以上です。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 意外と自宅から表に出て車まで乗るとというのが非常に難しい方もかなりおります。新しい公共交通システムができれば、それ今、福祉部門でやってる方たちをどの程度そちらに移行できるか、お考えでしょうか。

○入江委員長 大滝補佐。

○大滝都市計画課長補佐 都市計画課、大滝です。お答えさせていただきます。移動困難者の中で身体的に御不便を来している方につきましては、一定の割合の方が自力で乗車が可能というふうにお伺いしております。その方々を、新しいサービスによって自宅から目的地に運ぶことができれば、福祉有償運送のほうで逼迫している状況などについても改善ができるのではというふうに期待をしております。以上です。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 料金のほうは、どの程度のものをお考えなんでしょうか。

○入江委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 こちらにつきましては、まだ検討段階ですので、具体的なことについてはお答えは難しいところなんですけど、利用のしやすさ、それから既存の公共交通との運賃水準とのバランスなどを考慮しながら、分かりやすい運賃体系となるよう検討してまいります。以上です。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 それでは、いつ頃の導入を予定しているのか、お伺いします。

○入江委員長 大滝補佐。

○大滝都市計画課長補佐 お答えいたします。実証の運行につきましては、地域公共交通計画の中で、お示しをさせていただいておりますが、令和8年度中——今年度中の、できるだけ早い時期に開始できるように今、協議を進めているところでございます。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 了解いたしました。よろしくお願いいたします。それでは次に移ります。物価高騰対策商品券についてお伺いいたします。現在の配布状況についてお伺いします。

○入江委員長 岡田課長。

○岡田産業振興課長 産業振興課、岡田です。染谷委員の御質疑に答弁いたします。

4月下旬より簡易書留による対面手渡しで配送を開始しておりまして、6月15日時点で全世帯の80.36%で配達を完了している状況でございます。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 大体1回目の配達というか——は終わったというような認識でよろしいでしょうか。

○入江委員長 中根補佐。

○中根産業振興課長補佐 産業振興課の中根と申します。お答えいたします。委員おっしゃるとおり、1回目の配達、ほぼほぼ終了しているといった状況でございます。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 その中で、どの程度戻ってきているのでしょうか。

○入江委員長 中根補佐。

○中根産業振興課長補佐 現在、6月15日の集計時点で、約4.1%に当たる2,200通程度が戻ってきている状況でございます。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 最終的にはほとんどの方には渡ると思うんですけど、何%ぐらいはどうしても渡らないというのがあるのでしょうか。

○入江委員長 中根補佐。

○中根産業振興課長補佐 お答えいたします。何%に渡らないかといったところ、数字でちょっとお示しするのは難しいんですけども、このたびは市民の方からのリアクションが不要なプッシュ型の配布方式を取っておりますので、全戸の配布を目指してやってまいりたいと考えておるところでございます。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 それでは配布対象についてお伺いいたします。

○入江委員長 岡田課長。

○岡田産業振興課長 お答えいたします。配布対象といたしましては、当事業の予算の御承認をいただきました令和8年1月26日を基準日といたしまして、市の住民基本台帳に記録されている人が対象となっております。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 住民基本台帳に登録されているという方ということなので、これは外国人の方も対象と考えてよろしいでしょうか。

○入江委員長 中根補佐。

○中根産業振興課長補佐 お答えいたします。このたびの事業の目的としては、昨今の物価高騰に対する生活への影響に対する対策でございますので、国籍を問わず、皆様にお配りしている状況でございます。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 そうすると先ほど戻りが2,200ほどあるということで、外国人と思われる方はどの程度いるのでしょうか。

○入江委員長 中根補佐。

○中根産業振興課長補佐 お答えいたします。戻り2,200通レベルのうち、約350通程度が外国人の方の戻りの割合でございます。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 取手の場合ですと外国人の方、学生さんとかが多いので、何か月かで引っ越してしまうというのをお聞きしているんですけども、そうなりますとほぼほぼ戻ってきた方というのは、今後お渡しできるのは厳しいのかなという感じなんですけど、その辺はいかがでしょう。

○入江委員長 中根補佐。

○中根産業振興課長補佐 先ほどの戻りの348通のうち、約半分強が「宛てどころ尋ね当たりません」ということで、委員のおっしゃるとおり、外国に行かれてしまったのかなといったところでございます。そのようなことを鑑みましても、基準日時点で取手市にお住まいで生活をされている方に、当事業を対象としてやっていって、市民の生活を支えていくことが肝要であると考えているところでございます。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 宛先不明というふうになっている方を、今後住民票で追うようなことはしないんですよね。

○入江委員長 中根補佐。

○中根産業振興課長補佐 お答えいたします。戻り分については、委員おっしゃるとおり住民基本台帳等を確認して、できる限り現在の住所を調べているところでございます。

○入江委員長 染谷委員。

○染谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○入江委員長 次に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしくお願いします。まず、ゆめみ野公園における複合遊具整備についてです。ゆめみ野公園には令和8年度予算で1,730万円の複合遊具整備費が計上されており、現在、遊具については選定段階であることを伺っております。

近年では猛暑日が増加しており、東京都の調査によると気温31度、湿度45%の条件下で、遊具表面温度が70度を超える結果も示されております。もう今日も暑いですが、軽く超えちゃうような温度だと思うんですけど、今回設置予定の複合遊具について暑熱対策

をどのように考慮して整備を進める予定でしょうか。

○入江委員長 仁杉課長。

○仁杉水とみどりの課長 水とみどりの課、仁杉です。お答えいたします。暑さに対応するような遊具は、複数のメーカーに確認したんですが、対応していないというような回答でした。また、暑さに対応しているような事例も伺うことができませんでした。引き続き、市場調査しながら、遊具の暑さ対策についても検討していきたいと考えております。以上です。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 メーカーでは対応がないということでした。では次に、木製遊具及び樹脂製遊具の比較検討ということで、一般的に木材というのは熱伝導率が低くて表面温度が上がりにくいという特徴があります。夏場は上がりにくくて、冬は暖かいという特徴があるんですが、今回の遊具選定に当たって、木製遊具と樹脂製遊具の比較検討というのは行われるのでしょうか。

○入江委員長 仁杉課長。

○仁杉水とみどりの課長 お答えいたします。木製遊具ということだったんですが、木製遊具の導入については、その耐久性やメンテナンスが重要な課題と考えております。木製遊具は自然素材であるため、使用環境や気候条件によって劣化が進みやすいもの、特性があると思っております。そのため、設置後継続的な管理や定期的な点検などが必要と思われますので、木製遊具の採用は今回は難しいというふうに考えております。以上です。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 維持管理が大変ということなんですが、それと利用者の快適性というんですかね——というところの比較というか評価はどう行われたのでしょうか。

○入江委員長 仁杉課長。

○仁杉水とみどりの課長 お答えいたします。やはり劣化が激しいものというふうなことを考えておりますので、製品を導入する場合には、一般的なものをちょっと考えております。以上です。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 次に、タープ等の日陰設備導入の検討をということで、遊具が熱くなる要因というのは、太陽の放射熱であるとされております。ほかの自治体では、タープだったりシェードを設置して日陰を確保することで、暑熱対策を行っている事例もあります。今回の複合遊具整備においては、そのような日陰設備の導入は検討されているのでしょうか。

○入江委員長 村松補佐。

○村松水とみどりの課長補佐 水とみどりの課、村松です。長塚委員の御質疑にお答えいたします。長塚委員の御質疑を受けまして調査したところ、タープをつけている事例を拝見させていただきました。暑さ対策の参考となるため、設置自治体の状況や、近隣自治体の動向などを見ながら調査研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 よろしく申し上げます。次に、山之坊緑地の活用と暑熱対策というところで、

ここの山の坊緑地については寄附者の意向を尊重しながら、自然環境を維持する考えであるということは、議会の答弁の中でも理解をしております。

3月の一般質問では、ベンチの設置、散策利用について検討していくとの答弁もありました。一方で、近年の猛暑を踏まえると、山之坊緑地は公園内でも貴重な木陰空間であり、暑熱対策の観点からも価値の高い場所であると考えております。この山之坊緑地を暑熱対策の観点からどのように評価しているのでしょうか。

○入江委員長 村松補佐。

○村松水とみどりの課長補佐 お答えいたします。ゆめみ野公園に隣接した山之坊緑地を活用した暑熱対策につきましては、緑地の日陰や空間などを利用しました暑熱対策を行うことにより、効果的な相互利用が図れるものと考えております。引き続き、ゆめみ野公園と山之坊緑地の一体的な活用を行えるよう、調査研究を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 今、相互利用という御答弁がありました。私一般質問でも、森林には冷却機能が——天然の冷却機能があるということは、お伝えしてきたところなんですが、最近では、暑さが本当に長期化していて、せっかく遊具を整備しても暑くて遊べないとか、利用できないという状況も十分に考えられます。そこで、寄附者の意向ですとか、自然環境の調和を前提としながら、例えば相互利用という中で、木製の平均台だったり丸太ステップ、自然になじむような小規模な遊びの要素を取り入れることで、子どもたちが自然に遊びながら遊べるという空間になるということも考えられるんですが、そういった活用をしていくお考えはありますでしょうか。

○入江委員長 村松補佐。

○村松水とみどりの課長補佐 お答えいたします。山之坊緑地につきましては、寄附者の意向もあり、自然な状況を保つよう日常的に管理を行っている状況です。ゆめみ野公園の利用者の熱中症対策の一助になれるような相互利用について検討させていただきます。以上でございます。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 お願いします。この公園というのは、子どもアンケートの結果でもそうですし、市民アンケートの中でも充実を求める声というのはすごく多いというのは、本当に公園に対しての期待が高いというのを認識しています。今回1,730万円で複合遊具遊具を整備するという事で、整備して終わりではなくて、遊べる公園から夏でも利用できる公園という視点も必要かなと思っています。今回のゆめみ野公園の整備を踏まえて、今後の公園整備についても暑熱対策というのは必要かと思うんですが、そういったお考えはいかがでしょうか。

○入江委員長 仁杉課長。

○仁杉水とみどりの課長 お答えいたします。今後の対応につきましても、周辺の状況などを見ながら、いろいろと検討していきたいと考えております。以上です。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 よろしくお願ひします。では次に、ポイ捨て防止対策についてです。ポイ捨ての現在の苦情相談件数の推移をお願ひします。

○入江委員長 吉田課長。

○吉田環境対策課長 環境対策課の吉田でございます。長塚委員の御質疑にお答えいたします。ごみのポイ捨てに関する苦情や相談につきましては、ホームページからのお問合せなどによって、おおむね月3件程度ございまして、主な内容といたしましては、駅前でのポイ捨てについてお声を頂いております。以上です。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 ちょっと多くはないのかなと思ったんですが、ポイ捨てを見つけるたびに連絡する方ばかりではないのかなと思います。地域の方から、ごみのポイ捨てを何とかしてほしいという声を頂いていたり、宮和田小学校との協働事業の中でも、ポイ捨てをテーマにしている児童が本当に多かったということから、市民も子どもも課題として認識しているのかなということが伺えます。現在の啓発事業の内容と効果をお願ひします。

○入江委員長 吉田課長。

○吉田環境対策課長 お答えいたします。現在の取組内容につきましては、取手駅前での取手市たばこ販売組合の皆様と駅前清掃を通じた啓発活動を行っています。また、駅周辺では、歩行中の喫煙が多く見受けられるため、吸い殻のポイ捨て防止と路上喫煙を防止するために、喫煙所への誘導案内のための路面シールを設置し、喫煙所の利用を図っております。しかしながら、マナー遵守を促すことはできても、違反行為を完全になくすことは難しく、その対応に苦慮しているところでございます。以上です。

○入江委員長 長塚委員。

○長塚委員 ポイ捨ては、駅前だけではなくて市内の各所で発生しているものです。そういったことを鑑みて、新たな啓発指標というところについてお伺ひします。

目黒区では、市民からのポイ捨ての多い場所の申請を受けて、ポイ捨て防止啓発シートを配布し、市民自身が設置できる取組を行っています。効果検証では、啓発シート設置前後の比較において、ポイ捨てのごみの量が半分以下に減少したとの結果が示されています。

○入江委員長 あと10秒です。

○長塚委員 市民が課題を発見し、地域と行政が協力して環境美化を進める取組となっておりますが、このような対策について、どのように考えていらっしゃいますか。

[ベル音]

○入江委員長 吉田課長。

○吉田環境対策課長 お答えいたします。市では、取手市まちをきれいにする条例を制定し、空き缶やたばこの吸い殻などの散乱や、歩行中の喫煙等に対し、市民等、事業者、土地所有者等の責務を明確にしながら、啓発活動を行っています。この美化の推進には、行政のみの対応ではなく、皆様の協働による一体となった取組が必要不可欠です。そのため、市民が主体的に関わる目黒区のシール配布はごみの削減効果も上げられており、有効な手段であると考えております。目黒区のシール配布事業や、市民参加型の美化イベントも併せて、今後も他自治体の事例を参考にしながら、当市に最も適した施策の導入に向け

て検討してまいります。以上です。

○入江委員長 次に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願いいたします。私からは、雨水浸透施設設置補助金制度の運用状況及び周知についてをお伺いいたします。この制度、ちょっと私のほうも、あまり存じ上げなかったんですが、本制度について知らない方もちょっと多くいらっしゃると思いますので、市民の皆さんにも分かるように、制度の目的、対象者、対象区域など、どのような制度なのか詳しく御説明をお願いいたします。

○入江委員長 由良補佐。

○由良排水対策課長補佐 排水対策課の由良です。佐野委員の御質疑にお答えさせていただきます。こちら制度なんですけども、雨水浸透施設設置補助金制度が設立された経緯については、平成 20 年予算特別委員会において、市街化区域内の宅地造成にかかる雨水排水の抑制手段として、宅地内の雨水処理を敷地内に雨水浸透ますを設けて敷地内に浸透させ、側溝に流す量を減らす手法がある中、なかなか宅地内の設置が進まない状況があるとの意見がありました。将来的に、浸水ますの設置推進に取り組む方向性で進み、その後、設置に伴う補助事業などの検討を進め、平成 23 年度に本制度が創設されたと認識しております。この制度の目的は——位置付けは、1、市街地において、地面が舗装などによって、雨水の多くが地面に浸透せずに、そのまま側溝に流れる状況があり、その量・スピードが側溝などの排水能力を上回ったときに、側溝などから水があふれてしまう都市型水害の要因の一つとされております。側溝などに流れ込む雨水を宅内に浸透させることにより、側溝に流入する水量を減らし、市街地の都市型水害を防止する目的の事業であります。以上です。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木排水対策課長 排水対策課、鈴木でございます。

今の答弁に補足させていただきます。誰が対象なのかという部分についてでございます。あくまでも個人に対する補助でございます。以上でございます。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 そうしますと、現在、本市として本制度をどのような役割と位置づけの制度として運用されて、認識されているのかをちょっと詳しくお聞かせください。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木排水対策課長 お答えいたします。先ほど由良補佐のほうからお答えさせていただいたとおり、都市型水害の要因を一つ防ぐためのものでございます。以上です。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 そうしますと、では次に参ります。制度開始以降の申請件数、交付件数、交付額についてお伺いいたします。

○入江委員長 由良補佐。

○由良排水対策課長補佐 排水対策課の由良です。お答えいたします。実績についてでございますが、運用の実績は、確認したところ平成 25 年に 1 件、令和元年に 1 件ございます。また、申請には至っていないんですけれども、毎年数件でございますが、窓口で個人のお

お客様から雨水の浸透の御相談は頂いている状況でございます。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 それ申請件数ですよね。実際、申請があって交付した件数ですか、今のは。

○入江委員長 由良補佐。

○由良排水対策課長補佐 排水対策課の由良です。申請の件数であります。で、交付した件数であります。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 じゃあ、交付額はお幾らですか。

○入江委員長 由良補佐。

○由良排水対策課長補佐 排水対策課の由良です。お答えいたします。平成 25 年、令和元年とも、それぞれ 3 万 5,000 円となっております。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 これまで利用実績についてどのように評価されていますか。

また、制度の目的に照らして十分に活用されてきた制度と認識されているのかをお伺いいたします。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木排水対策課長 お答えいたします。この状況をどのようにとらえているかというふうな御質疑だと思います。施設助成金として年度予算 20 万 5,000 円を計上しております。これは、申請件数として 3 件から 4 件分に当たります。この年間 3 件の申請を目標とするならば達成していないということになりますが、同じ制度で事業を実施している他の自治体においても実施が伸びていないというふうな状況も確認しております。どのように事業を進めていけば設置件数が伸びていくのか、今後も検証していきたいと考えております。以上でございます。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 十分に活用されてきた制度と認識されているかについては、今の御答弁の中にあるような、目標件数は達しているという御答弁でよろしいでしょうか。目標件数には達していないけれどもという御答弁でよろしいでしょうか。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木排水対策課長 今のところ、そのとおりでございます。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 現在ですね、どのような方法で制度の周知を行っているのか、また現在の周知方法を十分と考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木排水対策課長 お答えいたします。周知でございますが、現在ホームページ上のみの周知となっております。今後、定期的に広報紙への掲載を行いまして、事業の紹介を行いまして、また新たな周知方法についても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 そのほかに、例えば市民に周知する仕組みとしまして、新築だとか建て替え時、また外構工事や排水設備の工事など、制度の利用につながる機会を利用しまして、制度の案内を拡大するという方法もあるかと思うんですが、そういったお考えはあるのか、お伺いいたします。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木排水対策課長 今のところは、現状の制度で進めていきたいと考えております。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 ここまで質疑だったので言いませんでしたけど、これ非常に防災というか水害対策として重要な制度の一つだと思ってます。それだからこそ15年以上、これは制度として存在して運用してきたんだと思います。その重要性というものを踏まえまして、今後、制度の周知や運用の在り方について総合的な見直しを検討するお考えはあるのかをお伺いいたします。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木排水対策課長 お答えいたします。先ほど答弁させていただいたとおり、検証を進めていきまして、そのときに必要な見直しがあれば行っていくというような状況でございます。以上です。

○入江委員長 佐野委員。

○佐野委員 長い間やってきた制度で、実績が本当に少ない。もっと本当は周知して、市民の方に知れ渡れば、もっと制度としての有効活用ができるんじゃないかと私は思ってます。今の現状のまま続けていいのかということは、ちょっと疑問に思っているということをお伝えしまして終わりにいたします。

○入江委員長 次に、本田委員。

○本田委員 本田です。よろしくお願いします。まず、街路樹の選定についてお伺いします。街路樹の剪定は、本年改定された緑の基本計画の施策の32、「取手市緑化ガイドラインに基づき、適正な維持管理に努めます」とありますけども、街路樹の剪定は緑化ガイドラインどおりの——緑化ガイドラインどおりに沿って行われるのか、お伺いします。

○入江委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。本田委員の質疑に答弁させていただきます。街路樹が植樹されている歩道の環境には電力、通信、そのほかに車両、歩行者等が通行する空間の確保など、様々な制限がございます。このため、取手市緑化ガイドラインには、街路樹の管理について各種制限に沿った剪定基準が記載されております。しかし毎年、街路樹の剪定の時期になりますと、近隣の皆様から、木の成長などにより安全面の不安を感じられての御要望を頂いております。端的に言いますと、危ないから早く切ってほしいといった声も多く頂いております。

こうしたところから、取手市緑化ガイドラインを原則としながらも、見通しが悪いなど安全性の確保を最優先して、通常より大きく枝を落とす、いわゆる強剪定を行う場合もございます。以上です。

○入江委員長 本田委員。

○**本田委員** 緑化ガイドラインでは、剪定の時期は樹体に最も負担の少ない時期に行うことが大前提であるというふうに書かれております。

毎年9月になると、一般質問させていただいておりますけども、国道294号から戸頭公園の前の道路のナンキンハゼ、これは毎年4月頃に強剪定がされておりますけども、剪定期間について伺います。

○**入江委員長** 倉持副参事。

○**倉持管理課副参事** 管理課、倉持です。本田委員の御質疑に答弁させていただきます。今年度も、取手市内において街路樹管理業務委託を発注し、各地区の街路樹の管理業務として、剪定などを実施します。剪定期間については、委託本数や？しょうどっかん？、樹木の種別や落葉時期などを勘案し、委託業者と剪定期間について協議を実施しております。戸頭地区の一部の街路樹について、隣接地権者からの早期の要望もあり、夏場を実施してきた経緯もございますが、歩道の利用者からも要望もあり、早期着手要望箇所以外は、9月上旬からの剪定実施として対応してまいりたいと考えております。以上です。

○**入江委員長** 本田委員。

○**本田委員** 樹木は剪定方法と、あと剪定期間、これによって非常に木に負担がかかるかどうか影響します。その辺りをしっかり認識した上で、進めていただければと思います。続きまして、住宅の耐震化について伺います。まず、住宅耐震化率の95%への目標達成、これ、いつまでにどのようにしていくのか伺います。

○**入江委員長** 田中課長。

○**田中建築指導課長** 建築指導課、田中でございます。お答えいたします。住宅耐震化率95%の達成を目標に掲げておりますが、目標としましては、令和8年度までに95%、令和12年度までにおおむね解消という目標を掲げさせていただいております。現在市で行っている木造住宅耐震補強補助事業の募集棟数の耐震化で、耐震化率の目標を達成するのは困難と思われます。実際の耐震化率よりも高い耐震化率を目標に掲げているのは、それだけ耐震化が人命にも関わる重要なことであるということで、達成すべき目標として高く設定しております。実際には、市の補助金を利用するケースのほか、補助金を利用しないで耐震補強をする、旧耐震基準の住宅を除却したり、建て替えしたりするケースもあるため、耐震化率は緩やかに向上しております。基本的には、住宅は個人の財産ですから、耐震化は所有者の判断で行われるものです。それぞれ御事情、お考えがあると思いますが、御自身の財産を守る、御自身の命の安全性を高めることを意識していただけるように、耐震化の重要性や安全性に関する知識の普及向上に努める啓発を行い、耐震化を進めていければと考えております。以上です。

○**入江委員長** 本田委員。

○**本田委員** 人命に関わるということで御答弁いただいたんですけども、本当にそのとおりだと思うんですね。その上で、やっぱり耐震の補強というのは、どんどんやっていく――進めていくということをアプローチしていく必要があると思います。その中で本市では、2棟の申請をしたけども、県からの予算枠が1棟なので、予算確保されている1棟を応募者ということなんですけども、この2棟申請の根拠を伺います。

○入江委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。2棟というのは、近年の実績から数字を出しております。以上です。

○入江委員長 本田委員。

○本田委員 実績ということで、やっぱり実績が増えなければ、この予算とかそういったものは下りてこないということだと思います。

その中で、例えば橋渡った柏市、診断件数の目標、これ 25 件です。それから補助の件数は 15 件、これを目標にしております。

既に柏市では、この補助金の対象額、もう既に埋まっております。こういった状況なんですね。私の一般質問の答弁において、耐震化を進める中での課題の中で、東日本大震災時に大丈夫だったから問題ないということが挙げられております。

これは市民の方がそう思っているということです。実際に茨城県で想定されているのは、茨城県南部地震の直下型の震度 6 強以上です。

直下型地震を想定した必要性、これを周知しているのか伺います。

○入江委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。震度 6 以上の首都直下型地震を想定されているのを周知しているかということでございますが、基本的に我々のほうでは、建築基準法の構造の規定が、大きな地震を経験するたびに強化されてきたことから、中でも昭和 56 年の改正以前の旧耐震基準の建物が、耐力壁の量などが少なく、地震により建物の倒壊する可能性がある傾向が——可能性が高い傾向にあることを周知させていただいております。耐震化の必要性や補助制度の周知の取組は、一般質問でも幾つか御紹介させていただきましたが、市民向けの説明会ではスライドを使って、旧耐震基準と新耐震基準の違いや、耐震改修の手法を説明したり、茨城県の作成の耐震化普及啓発動画を紹介したり、分かりやすく耐震化の必要性を周知しているところでございます。平成 17 年から行っている木造住宅耐震診断士派遣事業の実績によりますと、市民の皆様の耐震化に関する関心は、大きな地震が発生すると一時的に高まりますが、ある程度の時間が経過すると低くなってしまいう傾向が見受けられます。いたずらに不安をあおる必要はないと思いますが、今後は耐震化の必要性を自分事として捉えてもらえるような工夫をしていかなければならないと考えております。具体的には、受け取る側にも——受け取る側の心理的負担に配慮した上で、被災住宅の写真といった視覚的に訴えるもの、旧耐震と新耐震の被害状況の比較といった客観的なデータ等の掲載も検討してまいりたいと考えております。以上です。

○入江委員長 本田委員。

○本田委員 旧耐震基準について、補助を出してるということなんですけども、実はこれ、2000 年 6 月 1 日に建築基準法が改正されて、いわゆる 2000 年基準というのがあります。他市でもですね、この 2000 年 5 月 31 日以前の住宅に対して補助対象としている実態が多くあります。やっぱりこの対象を広げない限り、件数が増えないと思うんですよ。

そういったところで、旧耐震基準だけではなくて、2000 年 5 月 31 日以前の住宅用対象にするというお考えがあるかどうか伺います。

○入江委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。委員おっしゃるとおり、2000年基準とは、2000年6月1日に施行された耐震基準になります。1981年、昭和56年6月1日に施行の新耐震基準がさらに強化され、例えば施工部を金物で補強することや、耐力壁をバランスよく配置すること等が求められるようになりました。各地で起きた大地震において、旧耐震基準に比べると被害は少ないものの、新耐震基準から2000年基準以前の木造住宅にも被害が出ておりますので、耐震化が不要とは考えておりません。しかしながら、熊本地震の建築物被害の分析におきまして、旧耐震基準の木造建築物の倒壊率は、759棟中214棟で28.2%。新耐震基準で、昭和56年から——昭和56年6月から2000年5月までの木造住宅の耐震化率は、877棟中76——すみません。倒壊率は、877棟中76棟で8.7%。新耐震基準で、2000年5月以降の木造住宅の倒壊率は、319棟中7棟で2.2%でした。旧耐震基準で建てられた木造住宅の倒壊率は、新耐震基準で2000年5月までに建てられた木造住宅の3倍以上で、旧耐震基準で建てられた建物が顕著に高かったとされております。また、能登半島の地震においても、多くの旧耐震基準の家屋が倒壊が報告されております。建築基準法は、生命の安全を守るための最低限の基準であることから、命の危険に直結する倒壊の危険性が高い旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化を、まず優先して取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○入江委員長 答弁をもうちょっと簡明に、一般質問じゃないんで。本田委員。

○本田委員 今、熊本地震の例を御答弁いただいたんですけども、それ全壊の件数だと思うんですね、割合だと思います。

これ実は半壊とかを含めると、かなり相当の数が実は被害を受けております。そういった意味から2000年基準もしっかりとこれやるべきだと思うんですね。

東京都の耐震ポータルサイトのほうには、その数値も明確に出ておりますので、皆さん議員の方も含めてね、しっかり確認させていただければなと思います。より補助金が活用しやすいように代理受領制度の導入が必要だということを私が一般質問でしておりますけども、この導入に当たり課題とか、それから導入できない理由、そういったものがあるのかどうか、お伺いします。

〔ベル音〕

○入江委員長 田中課長。

○田中建築指導課長 お答えいたします。課題と言えるか分かりませんが、現時点で調査研究とさせていただいているのは、導入している他市において、木造住宅で実績がまだないことが挙げられます。制度をつくるに当たって、活用していただけるように、他市において運用していく中で出た課題等を解消した、よりよい有効な制度にしたいと考えております。緊急輸送道路を塞いでしまう可能性のある要安全確認計画記載建築物の耐震診断では、代理受領制度を活用した実績があると聞いておりますので、木造住宅耐震補強工事の補助金とも併せて柔軟に対応できるように検討してまいりたいと考えております。以上です。

○入江委員長 最後に、岡口委員。

○岡口委員 岡口です。よろしくお願いします。最初に、採択された請願第12号、旧吉田保育所跡地を整地し、多目的広場として整備することを求める請願について、お伺いします。まず請願採択後、市として、これまでどのような検討を行ってきたのか。また、現在の進捗状況について、お聞かせください。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木排水対策課長 排水対策課、鈴木です。岡口議員の御質疑にお答えいたします。請願採択を受けまして、多目的広場として整備を進める前に、事務的な整理・調整が必要となりました。当該敷地には一部、市が土地所有者と賃貸借契約を結び、借地している土地も含まれております。現行の契約書には、使用目的として「この土地を都市排水施設として使用・管理し、その他の目的のために使用しないものとする」と使用条件を定められていることから、賃貸借契約を結んでいる土地所有者との、多目的広場としての活用を可能とする内容とするための契約書内の文言変更の協議を進めてまいりました。その協議が整いまして、令和8年6月1日付けで、賃貸借契約を結んでいる土地所有者と、この土地を暫定的に多目的広場として使用することができる旨の記載をした変更契約を結ばせていただいたところでございます。どのような検討を行ってきたかというところでございますが、市民が広場として安全に利用するためには、どのような形態の広場にするか。それに必要な整備の内容や維持管理する方法、また管理する担当課や広場の位置付けについて部内で調整を行っているところでございます。以上です。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 様々な検討をしていただいているということが分かりました。ありがとうございます。続きまして、整備に向けて課題がある場合には、その課題は何か。そして、市としてどのように解決していくお考えか、お伺いします。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木排水対策課長 お答えいたします。課題としましては、先ほど御説明させていただきました地権者との調整も課題の一つであり、クリアできたところでございますが、広場として利用する際の必要な施設管理や、安全に利用いただくための安全対策をどのようにするかといった課題に対する検討が必要であると考えております。また、広場に隣接する住民の方への配慮なども必要かと考えております。

課題については、今後も整備を進めていく中で様々な課題が出てくるかと思いますが、地域の皆様にとって有益となるような施設整備を進めるため、市政協力員の方などにも御相談しながら、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。課題たくさんあるということ。そちら市政協力員さんなどをということなんですけれども、市政協力員さんだけなのでしょうか。地域に住まわれている方、例えば民生委員さんとか防災の防災長さんとかいらっしゃると思います。そういった方への意見とかはどうなんでしょうか。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木排水対策課長 お答えいたします。今後も部内で調整しながら、そういった関係の

方々の御意見を頂くところもあると思います。調整しながら進めてまいりたいと思います。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。ぜひ、多くの市民の方の意見を聞いて、有意義な施設になるようにお願いしたいと思います。続いて、今後どのようなスケジュールで検討を進め、いつ頃までに一定の方向性を示していただけるのか、具体的な見通しについて伺いたします。

○入江委員長 鈴木課長。

○鈴木排水対策課長 お答えいたします。今後のスケジュールについてでございますが、先ほど課題点を整理しながら、早急に進めていきたいと考えております。整備の方向性につきましては、今年度中にお示しできればと考えているところでございます。

具体的な広場としての利用開始の予定時期なども併せてお示しできればと考えているところでございます。以上です。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。旧吉田保育所跡地は、地域の皆様にとっても希望の場所となります。一日も早い実現に向けて、前向きに取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

2つ目の質問に移ります。

○入江委員長 質問じゃない。

○岡口委員 質疑に移ります。取手駅西口ペDESTロリアンデッキ延伸事業について伺います。3月において建設経済常任委員会で質疑させていただいたんですけれども、今回は事業のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても明らかにすることが重要であるとの観点から質疑いたします。本事業には、多額の財政負担が伴うと考えますが、国庫補助金を除いた市の実質負担額等の費用、またスケジュールについて伺います。

○入江委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 都市整備課、稲葉です。岡口委員の御質疑にお答えさせていただきます。

ペDESTロリアンデッキ延伸工事につきましては、現在、補助事業の採択に向けまして、国及び茨城県と協議・検討しているところでございます。補助率については、最大50%の補助メニューの活用を目指しており、あわせて市の財政負担を軽減するために最も有利な起債の活用を検討しております。また、スケジュールにつきましては、令和10年度を目標に設計業務を行い、その後、整備工事に着手していきたいと考えております。そのため、整備事業費については今後、設計業務を進める中で積算していきますので、明確になり次第、改めて御報告させていただきたいと思います。以上です。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。市の財政負担軽減のための起債の活用等を検討されているということ、ありがとうございます。続きまして、維持管理費と将来負担についてですが、将来的な財政的負担の考え方について伺います。

○入江委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 お答えさせていただきます。ペDESTリアンデッキを延伸することで、エレベーターの新設をはじめ、照明施設や防犯カメラの設置などが見込まれ、それに伴い、光熱費や清掃点検といった維持管理に必要な経費を計上させていただくこととなります。これまでも、既存のペDESTリアンデッキや駅前交通広場の清掃やエレベーターの点検といった維持管理は行っていることから、それらの業務と包括的に行うことで、維持管理にかかる費用を極力抑制するよう努めてまいります。このペDESTリアンデッキは、多くの利用者が見込まれる施設でありまして、特にエレベーターは、現状においても一日を通して高い稼働率となっております。利用者の皆さんが常に安全に快適に使用できるよう、維持管理につきましては十分な心がけを考えていきたいと考えております。以上です。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 先ほど、多くの市民の方が利用されるというふうなことを御答弁いただきましたが、実際にどの程度の利用が見込まれるのか。私、6月にも調査されている姿を見たんですけども、どのようでしょうか。お願いします。

○入江委員長 中野副参事。――荒井補佐。

○荒井都市整備課長補佐 都市整備課の荒井です。お答えいたします。はなのき通りの歩行者の動線調査は、令和7年11月と本年の6月に、午前7時から午後7時までの12時間の調査を実施いたしました。はなのき通りには南側と北側に歩道がありますが、駅に向かう方、国道6号方向に向かう方の12時間の合計人数は約3,600人から3,700人であり、調査中の全ての時間帯において、多くの歩行者が利用している状況でございました。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。歩行者がそれだけいるということですが、デッキ利用者の想定はどうでしょうか。

○入江委員長 荒井補佐。

○荒井都市整備課長補佐 都市整備課の荒井です。お答えいたします。デッキを延伸いたしますと、階段とエレベーターを新たに新設し、デッキ上には屋根を設置することで、雨や日差しを避けながら快適に歩行することが可能になりますので、現在、はなのき通りを歩行する方の大多数が利用するのではないかと考えております。また今回現地で、実際に歩行者調査を実施したことで、多くの歩行者が確認されただけでなく、小さなお子さんを連れたベビーカーや車椅子を利用されている方々、大きな荷物をお持ちの方も一定数おられましたので、それらの方々にとっても、ペDESTリアンデッキの整備は大きな役割を果たすと考えております。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。調査の結果から小さなお子さんを連れたベビーカーとか、あと車椅子の方ということで、エレベーターが必要だということも理解いたしました。続きまして、デッキ利用者の往来に関する問題点ですが、朝、カメラの会社の方がかなり長蛇をつくって、列をなしてバスに乗られる姿が見られますが、その辺、歩行者との交差というか、その辺はどうでしょうか。

○入江委員長 荒井補佐。

○荒井都市整備課長補佐 都市整備課、荒井です。お答えいたします。取手駅周辺の朝の通勤時間帯においては、市内の民間企業の従業員が多数利用されております。特にデッキの北西側には通勤用のバス停があることから、そこにアクセスする階段付近は、毎朝、長蛇の列が確認されております。今後、本事業においてペDESTリアンデッキが延伸されれば、当該企業の従業員が主に利用するバス停にアクセスする階段とは別に、新たな駅改札に向かう歩行動線が生まれ、交錯することは解消されていくものと考えております。今後も様々な交錯状況が生じた際には、引き続き関係企業と連帯して対応していきたいと考えております。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。関係企業と連携してということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、市民合意の形成についてです。事業の必要性について、市民や周辺事業者の理解をどのように得てきたでしょうか。お願ひします。

○入江委員長 荒井補佐。

○荒井都市整備課長補佐 都市整備課の荒井です。お答えいたします。本事業の前段となります取手駅北土地区画整理事業で実施した、駅前交通広場やペDESTリアンデッキの整備につきましても、各事業工程ごとにホームページや広報紙による案内を実施していたほか、場合によっては周辺事業者へ直接、事業についての説明を行ってまいりました。また、今回のペDESTリアンデッキの延伸計画につきましても、これまでも議会や各種説明会での質疑など、機会があるごとに説明させていただいてまいりましたが、今後につきましても、事業の整備方針の見通しが明確になり次第、随時、皆さんへの周知や説明を行ってまいりたいと思ひています。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 分かりました。最後に、事業を実施しない場合との比較についてお伺ひします。

本事業を実施しなかった場合、どのような支障や課題が残ると認識しているのでしょうか。

○入江委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 都市整備課、稲葉です。お答えさせていただきます。現在の西口駅改札の利用に当たりましては、3方向からのアクセスが可能となっており、治助坂方面につきましてもエスカレーター、そして利根側方面からはエレベーターの歩行支援施設が整備されているところでございます。しかし、メイン通りである、はなのき通りにおきましては、高齢者や車椅子など身体の不自由な方、ベビーカーを御利用される方も見受けられますが、エレベーター等の歩行支援施設がないため、駅改札利用の際には遠回りをして利用していただくなど御不便をおかけしているところでございます。また、多くの方が4車線の、はなのき通りの道路を横断している状況も見受けられました。今後、デッキの延伸整備をすることで、バリアフリー化とユニバーサルデザインを兼ね備えた歩行支援施設の利用が可能となり、直接はなのき通りから駅改札まで、快適で安全な歩行経路が確保さ

れることから、デッキの整備——デッキの延伸整備の必要性が求められているところがございます。以上です。

○入江委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。デッキの延伸整備が必要であるということを強く理解いたしました。

大型公共事業について期待される効果だけでなく、負担やリスクも含めて、丁寧に検証し、市民に分かりやすく説明していくことが重要であると考えております。

以上で質疑を終わらせていただきます。

○入江委員長 以上で当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。議案第 40 号について、委員間で自由討議が必要と思われる方は挙手願います。——ないようですので、討論、採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論、採決を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 討論なしと認めます。以上で当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された市長提出議案の採決を行います。採決は挙手により行います。議案第 40 号、令和 8 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）所管事項に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○入江委員長 全員賛成です。よって、議案第 40 号のうち、当委員会所管事項は可決しました。

これで当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき、協議を行います。休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○入江委員長 再開します。

取手第一中学校 3 年生との協議事項で可決された議案についてを議題といたします。サイドブックに掲載した——登載したとおり、4 月 30 日の建設経済常任委員会の中で、執行部から現状について調査を行い、回答案を作成したものです。こちらの表の内容についてご意見等ある委員はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 なしと認めます。それでは、サイドブックに掲載した表について文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。

お諮りします。取手第一中学校 3 学年との共同事業で可決された議案について、サイドブックに掲載した表を基本とし、内容は委員長に御一任していただき、調査結果を中間

報告したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

続いて、令和8年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査についてを議題といたします。調査事項であるご意見・ご要望は、サイドブック스에登載した意見・要望調査票のとおりです。6月1日の議会運営委員会において、調査回答をする項目は振り分けられた委員会ごとに判断すること。また、調査方法は、委員会を開催し、執行部に出席していただき、委員全員で調査を行うことが決定しております。休憩中の協議の結果、当委員会においては、項目番号2番、8番のうち、冠水、雨水整備について。次に9番、次に12番のうち、ごみに関するアンケート結果は公表されたかということについて、調査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 異議なしと認めます。なお、次の委員会の日程については、執行部と調整し、改めて御連絡いたします。

最後に、その他です。委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○入江委員長 なしと認めます。

以上で当委員会の全ての日程が終了しました。これで建設経済常任委員会を散会します。

午前 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

建設経済常任委員会委員長
